



大津市公報

平成 27 年 4 月 1 日
号外(第 24 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

69	大津市子ども・子育て支援法施行細則.....	1
70	大津市子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定による費用の徴収に関する規則.....	27
71	大津市幼保連携型認定こども園の認可の手續等に関する規則.....	31
72	大津市立幼稚園保育料等に関する規則.....	38
73	大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則.....	43
74	大津市児童福祉施設の認可の手續等に関する規則の一部を改正する規則.....	43
75	大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	50
76	大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	51
77	大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則.....	51
78	大津市民会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	52

規 則

大津市子ども・子育て支援法施行細則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第69号

大津市子ども・子育て支援法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保育認定事由等)

第 2 条 府令第 1 条第 1 号の市町村が定める時間は、64時間とする。

2 府令第 1 条第 10 号の市町村が認める事由は、次に掲げる事由とする。

府令第 1 条第 4 号に規定する同居の親族以外の親族を常時介護又は看護していること。

身体若しくは精神に障害を有し、又は障害を有するおそれがある小学校就学前子どもであって、その者の発達を保障するため、特定教育・保育施設における保育が必要と市長が認めるものを監護していること。

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第 2 条に規定する児童虐待に類する行為を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

(支給認定申請書等)

第 3 条 府令第 2 条第 1 項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(様式第 1 号)によるものとする。

2 法第20条第 4 項の支給認定証は、様式第 2 号のとおりとする。

(府令第 1 条第 6 号又は第 9 号に掲げる事由に係る保育必要量)

第 4 条 府令第 1 条第 6 号又は第 9 号に掲げる事由に係る保育必要量は、1 月当たり平均200時間まで(1 日当たり 8 時間までに限る。)とする。

(支給認定の有効期間)

第 5 条 府令第 8 条第 4 号口の市町村が定める期間は、90日とする。

2 府令第 8 条第 6 号の市町村が定める期間は、効力発生日から当該小学校就学前子どもの保護者の育児休業が終了する日の属する月の末日までとする。

3 府令第 8 条第 7 号の市町村が定める期間は、効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでとする。

4 府令第 8 条第 12 号の市町村が定める期間は、次に掲げる期間のいずれか短い期間とする。

効力発生日から小学校就学前子どもが満 3 歳に達する日の前日まで

- 効力発生日から当該小学校就学前子どもの保護者の育児休業が終了する日の属する月の末日まで
- 5 府令第 8 条第 13 号の市町村が定める期間は、効力発生日から当該小学校就学前子どもが満 3 歳に達する日の前日までとする。
- (現況届)
- 第 6 条** 府令第 9 条第 1 項の届書は、保育認定事由現況届出書(様式第 3 号)によるものとする。
- (支給認定変更申請書)
- 第 7 条** 府令第 11 条第 1 項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書(様式第 4 号)によるものとする。
- (支給認定内容変更届書)
- 第 8 条** 府令第 15 条第 1 項の届書は、支給認定内容変更届出書(様式第 5 号)によるものとする。
- (支給認定証再交付申請書)
- 第 9 条** 府令第 16 条第 2 項の申請書は、支給認定証再交付申請書(様式第 6 号)によるものとする。
- (特例施設型給付費の額等)
- 第 10 条** 法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する特例施設型給付費の額及び法第 30 条第 2 項第 1 号に規定する特例地域型保育給付費の額は、それぞれこれらの規定により市町村が当該額を定める際の基準とされている額とする。
- (利用者負担額)
- 第 11 条** 法第 27 条第 3 項第 2 号、法第 28 条第 2 項各号及び法第 30 条第 2 項第 2 号の政令で定める額を限度として市町村が定める額(法第 27 条第 3 項第 2 号及び法第 28 条第 2 項第 1 号の場合にあっては、法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの支給認定保護者に係る額に限る。)は、別表第 1 により算定した額とする。
- 2 法第 27 条第 3 項第 2 号、法第 28 条第 2 項第 1 号、法第 29 条第 3 項第 2 号並びに法第 30 条第 2 項第 1 号及び第 3 号の政令で定める額を限度として市町村が定める額(法第 27 条第 3 項第 2 号及び法第 28 条第 2 項第 1 号の場合にあっては、法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの支給認定保護者又は同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの支給認定保護者に係る額に限る。)は、別表第 2 により算定した額とする。
- (特定教育・保育施設の確認申請書)
- 第 12 条** 府令第 29 条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書(様式第 7 号)によるものとする。
- (特定教育・保育施設の確認の変更申請書)
- 第 13 条** 府令第 31 条の申請書は、特定教育・保育施設利用定員増加申請書(様式第 8 号)によるものとする。
- (特定教育・保育施設の変更の届出等)
- 第 14 条** 法第 35 条第 1 項の規定による届出は、特定教育・保育施設確認内容変更届出書(様式第 9 号)により行わなければならない。
- 2 府令第 34 条の書類は、特定教育・保育施設利用定員減少届出書(様式第 10 号)によるものとする。
- (特定教育・保育施設の確認の辞退)
- 第 15 条** 法第 36 条の規定による確認の辞退は、特定教育・保育施設確認辞退書(様式第 11 号)により行わなければならない。
- (特定地域型保育事業者の確認申請書)
- 第 16 条** 府令第 39 条の申請書は、特定地域型保育事業者確認申請書(様式第 12 号)によるものとする。
- (特定地域型保育事業者の確認の変更申請書)
- 第 17 条** 府令第 40 条の申請書は、特定地域型保育事業者利用定員増加申請書(様式第 13 号)によるものとする。
- (特定地域型保育事業者の変更の届出等)
- 第 18 条** 法第 47 条第 1 項の規定による届出は、特定地域型保育事業者確認内容変更届出書(様式第 14 号)により行わなければならない。
- 2 府令第 41 条第 3 項において準用する府令第 34 条の書類は、特定地域型保育事業者利用定員減少届出書(様式第 15 号)によるものとする。
- (特定地域型保育事業者の確認の辞退)
- 第 19 条** 法第 48 条の規定による確認の辞退は、特定地域型保育事業者確認辞退書(様式第 16 号)により行わなければならない。
- (業務管理体制の整備に関する事項の届書等)
- 第 20 条** 府令第 46 条第 1 項の届書は、業務管理体制届出書(様式第 17 号)によるものとする。
- 2 法第 55 条第 3 項の規定による届出は、業務管理体制変更届出書(様式第 18 号)により行わなければならない。
- (その他)
- 第 21 条** この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 法附則第 9 条第 1 項第 1 号ロ、第 2 号イ 及びロ 並びに第 3 号イ 及びロ の市町村が定める額は、それぞれこれらの規定による差額とする。

3 法附則第 9 条第 1 項第 2 号イ に掲げる額は、同号イ の規定により市町村が当該額を定める際の基準とされている額とする。

4 第 11 条第 1 項の規定の適用については、当分の間、同項中「法第 27 条第 3 項第 2 号、法第 28 条第 2 項各号及び法第 30 条第 2 項第 2 号」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号並びに法附則第 9 条第 1 項第 1 号イ、第 2 号イ 及びロ 並びに第 3 号イ 」と、「法第 27 条第 3 項第 2 号及び法第 28 条第 2 項第 1 号」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 1 号イ及び第 2 号イ 」とする。

5 特定地域型保育を受けた小学校就学前子どもを支給認定保護者に係る法第 29 条第 3 項第 2 号並びに法第 30 条第 2 項第 1 号及び第 3 号の政令で定める額を限度として市町村が定める額は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、当分の間、附則別表により算定した額とする。

6 本市が設置する幼稚園から特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けた小学校就学前子どもを支給認定保護者に係る別表第 1 の規定の適用については、平成 27 年度及び平成 28 年度に限り、同表中「4,700円」とあるのは「4,200円」と、「6,200円」とあるのは「5,600円」と、「9,400円」、「12,000円」及び「15,000円」とあるのは「8,500円」とする。

附則別表（附則第 5 項関係）

支給認定保護者の税額等による階層区分		負担金の額（月額）					
		下段（ ）書は、給食の提供がない場合					
		保育標準時間			保育短時間		
		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児	3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
A	特定教育・保育等があった月において被保護者又は里親である支給認定保護者	0 円 (0 円)	0 円 (0 円)	0 円 (0 円)	0 円 (0 円)	0 円 (0 円)	0 円 (0 円)
B 1	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度（特定教育・保育等があった月が 4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度。以下この表において同じ。）において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	0 円 (0 円)	0 円 (0 円)	0 円 (0 円)	0 円 (0 円)	0 円 (0 円)	0 円 (0 円)
B 2	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合を除く。）	1,100 円 (900 円)	900 円 (700 円)	1,100 円 (900 円)	900 円 (700 円)	1,100 円 (900 円)	900 円 (700 円)
C 1	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	5,500 円 (4,400 円)	4,000 円 (3,200 円)	5,500 円 (4,400 円)	4,000 円 (3,200 円)	5,500 円 (4,400 円)	4,000 円 (3,200 円)
C 2	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合を除く。）	11,100 円 (9,000 円)	8,000 円 (6,500 円)	11,000 円 (8,900 円)	7,900 円 (6,400 円)	11,000 円 (8,900 円)	7,900 円 (6,400 円)

D 1	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額の区分が、次の区分に該当する支給認定保護者	48,600円未満	12,900円 (10,400円)	9,800円 (7,900円)	12,700円 (10,300円)	9,700円 (7,900円)	
D 2		48,600円以上 57,400円未満	15,500円 (12,600円)	12,400円 (10,000円)	15,300円 (12,400円)	12,200円 (9,900円)	
D 3		57,400円以上 84,400円未満	19,000円 (15,300円)	16,100円 (13,100円)	18,700円 (15,100円)	15,900円 (12,900円)	
D 4		84,400円以上 97,000円未満	24,700円 (20,000円)	22,000円 (17,900円)	24,300円 (19,700円)	21,700円 (17,600円)	
D 5		97,000円以上 122,500円未満	28,500円 (23,100円)	27,200円 (22,100円)	24,500円 (19,900円)	28,100円 (22,800円)	26,800円 (21,700円)
D 6		122,500円以上 147,300円未満	33,000円 (26,700円)			32,500円 (26,300円)	
D 7		147,300円以上 169,000円未満	37,000円 (30,100円)	28,200円 (22,900円)		36,400円 (29,600円)	27,800円 (22,500円)
D 8		169,000円以上 223,600円未満	44,500円 (36,200円)	29,000円 (23,500円)		43,800円 (35,600円)	28,500円 (23,100円)
D 9		223,600円以上 301,000円未満	47,300円 (38,400円)			46,500円 (37,800円)	
D 10		301,000円以上 332,200円未満	49,800円 (40,400円)			49,000円 (39,800円)	
D 11		332,200円以上 397,000円未満	53,000円 (43,100円)			52,100円 (42,400円)	
D 12		397,000円以上	63,600円 (51,700円)			62,600円 (50,900円)	

備考

- この表において、「市町村民税非課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法（昭和25年法律第226号）の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第292条第1項第1号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいう。
- この表において、「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量をいい、「保育短時間」とは1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量をいう。
- この表において、「3歳未満児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達していない支給認定子どもをいい、「3歳児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達し、満4歳に達していない支給認定子どもをいい、「4歳以上児」とは当該年度の初日の前日において満4歳に達している支給認定子どもをいうものとし、当該年度中においてはこれらの区分に変更がないものとして同表を適用する。
- 支給認定保護者の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。
- 次に掲げる特別の事由があることにより支給認定保護者が該当する階層区分に係る利用者負担額（次項において「基本利用者負担額」という。）を負担することが困難と認められるときは、当該階層区分を当該特別の事由を勘案して適当と認める階層区分に変更して、この表を適用するものとする。
府令第56条各号に定める事由に該当するとき。
支給認定保護者が、婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものであるとき。
- 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合における利用者負担額は、政令第14条第1号口又は八に掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては基本利用者負担額（前項の規定の適用を受ける場合にあつては変更後の階層に係る利用者負担額）に2分の1を乗じて得た額とし、同条第2号八に掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては0とする。
- 月の途中において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合にあつては、25日を基礎として利用者負担額を日割り計算する。
- 前2項の規定により利用者負担額を算定する場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表第 1 (第 11 条関係)

支給認定保護者の税額等による階層区分		負担金の額(月額)	
A	特定教育・保育等があった月において被保護者又は養育里親等である支給認定保護者	0 円	
B	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度(特定教育・保育等があった月が 4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度。以下この表において同じ。)において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者	0 円	
C 1	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	0 円	
C 2	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者(当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合を除く。)	1,800円	
D 1	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額の区分が、次の区分に該当する支給認定保護者	10,001円未満	4,700円
D 2		10,001円以上20,001円未満	6,200円
D 3		20,001円以上77,101円未満	9,400円
D 4		77,101円以上211,201円未満	12,000円
D 5		211,201円以上	15,000円

備考

- この表において、「市町村民税非課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれかが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれかが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいう。
- 支給認定保護者の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。
- 次に掲げる特別の事由があることにより支給認定保護者が該当する階層区分に係る利用者負担額(次項において「基本利用者負担額」という。)を負担することが困難と認められるときは、当該階層区分を当該特別の事由を勘案して適当と認める階層区分に変更して、この表を適用するものとする。
府令第 56 条各号に定める事由に該当するとき。
支給認定保護者が、婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものであるとき。
- 負担額算定基準子どもが同一世帯に 2 人以上いる場合における利用者負担額は、政令第 14 条第 1 号イ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては基本利用者負担額(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、変更後の階層に係る利用者負担額)に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、同条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては 0 とする。
- 月の途中において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合にあっては、20 日を基礎として利用者負担額を日割り計算する。
- 前 2 項の規定により利用者負担額を算定する場合において、100 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 法第 28 条第 2 項第 3 号の政令で定める額を限度として市町村が定める額を算定する場合におけるこの表の規定の適用については、この表中「被保護者又は養育里親等」とあるのは「被保護者又は里親」と、「第 14 条第 1 号イ」とあるのは「第 14 条第 1 号ロ」と、「同条第 2 号イ、ロ又はハ」とあるのは「同条第 2 号ハ」とする。

別表第 2 (第 11 条関係)

支給認定保護者の税額等による階層区分		負担金の額 (月額)						
		保育標準時間			保育短時間			
		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児	3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児	
A	特定教育・保育等があった月において被保護者又は里親である支給認定保護者	0 円		0 円	0 円		0 円	
B 1	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度 (特定教育・保育等があった月が 4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度。以下この表において同じ。) において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者 (当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	0 円		0 円	0 円		0 円	
B 2	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者 (当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合を除く。)	1,300 円		1,000 円	1,300 円		1,000 円	
C 1	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者 (当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。)	6,600 円		4,700 円	6,500 円		4,700 円	
C 2	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者 (当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合を除く。)	13,300 円		9,500 円	13,100 円		9,400 円	
D 1	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額の区分が、次の区分に該当する支給認定保護者	48,600 円未満	15,400 円		11,700 円	15,200 円	11,600 円	
D 2		48,600 円以上 57,400 円未満	18,600 円		14,800 円	18,300 円	14,600 円	
D 3		57,400 円以上 84,400 円未満	22,700 円		19,300 円	22,400 円	19,000 円	
D 4		84,400 円以上 97,000 円未満	29,600 円		26,400 円	29,100 円	26,000 円	
D 5		97,000 円以上 122,500 円未満	34,200 円	32,600 円	29,400 円	33,700 円	32,100 円	29,000 円
D 6		122,500 円以上 147,300 円未満	39,500 円			38,900 円		
D 7		147,300 円以上 169,000 円未満	44,400 円	33,800 円	43,700 円	33,300 円		
D 8		169,000 円以上 223,600 円未満	53,400 円	34,700 円	52,500 円	34,200 円		
D 9		223,600 円以上 301,000 円未満	56,700 円		55,800 円			
D 10		301,000 円以上 332,200 円未満	59,700 円		58,700 円			
D 11		332,200 円以上 397,000 円未満	63,600 円		62,600 円			
D 12		397,000 円以上	76,300 円		75,100 円			

備考

- 1 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第292条第1項第1号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいう。
- 2 この表において、「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量をいい、「保育短時間」とは1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量をいう。
- 3 この表において、「3歳未満児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達していない支給認定子どもをいい、「3歳児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達し、満4歳に達していない支給認定子どもをいい、「4歳以上児」とは当該年度の初日の前日において満4歳に達している支給認定子どもをいうものとし、当該年度中においてはこれらの区分に変更がないものとして同表を適用する。
- 4 支給認定保護者の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。
- 5 次に掲げる特別の事由があることにより支給認定保護者が該当する階層区分に係る利用者負担額(次項において「基本利用者負担額」という。)を負担することが困難と認められるときは、当該階層区分を当該特別の事由を勘案して適当と認める階層区分に変更して、この表を適用するものとする。

府令第56条各号に定める事由に該当するとき。

支給認定保護者が、婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)をしていないものであるとき。
- 6 負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合における利用者負担額は、政令第14条第1号ロ又は八に掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては基本利用者負担額(前項の規定の適用を受ける場合にあつては変更後の階層に係る利用者負担額)に2分の1を乗じて得た額とし、同条第2号八に掲げる者に該当する支給認定子どもに係る支給認定保護者にあつては0とする。
- 7 月の途中において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合にあつては、25日を基礎として利用者負担額を日割り計算する。
- 8 前2項の規定により利用者負担額を算定する場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(表)

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。

保 護 者	(住所)		(氏名)		印
	(年 1 月 1 日現在) 大津市内の住民票が 有 無		(自宅)	(父携帯電話)	
申 請 児 童	(氏名)	性 別	生年月日	(母携帯電話)	
	(第 子)	男・女	年 月 日	障害者手帳の有無	有・無
保 育 の 希 望 の 有 無 ()	有 : 保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 (幼稚園等との併願を含む。) (0 歳以上)				
	無 : 幼稚園等の利用を希望する場合 (満 3 歳以上)				

() ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園 (保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園 (教育部分) をいいます。

・上で「有」を で囲んだ場合は全て記入し、「無」を で囲んだ場合は、 以外全てに必要事項を御記入ください。

世帯の状況 (続柄は、申請児童からみた続柄を御記入ください。)

同居している親族を含む全世帯員	続柄	氏名	生年月日	年齢	就労	就労先・学校等の名称・連絡先	障害手帳
			年 月 日		有・無		有・無
生活保護の受給の有無	受給無し ・ 受給有り (年 月 日開始)						
家庭の状況	ひとり親家庭 ・ 左記以外						
	大津市福祉子ども部子ども家庭課にて申請済 (年 月 日) 申請未						

利用を希望する期間・曜日・時間

希望する期間	年 月 日から		小学校就学前まで	
			年 月 日まで	
希望の曜日	曜日から 曜日まで (土曜日保育の理由) 就労 就労以外			
希望の利用時間区分 ()	保育短時間利用 (8 時間まで)		(詳細)	時 分から 時 分まで
	保育標準時間利用 (11 時間まで)		(詳細)	時 分から 時 分まで

() 利用時間区分は、保護者の就労時間・状況等を支給認定基準に照らし合わせ、最終的に大津市が決定します。よって、区分は希望と異なる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。



(裏)

保育の利用を必要とする理由

保育が必要な理由	父	就労 疾病・障害 介護等 災害復旧 求職活動 就学 その他 ()
	母	就労 妊娠・出産 疾病・障害 介護等 災害復旧 求職活動 就学 その他 ()
申請時点での申請児童以外の出産	出 産 予 定	無 有 (年 月 日出産予定)
	出産後の予定	育休復帰 父親 (終了予定 年 月頃) 母親 (終了予定 年 月頃) 仕事復帰 自宅で保育するため支給認定証を返還し、施設利用を止める。 その他 ()
(就労等の場合) 自宅から主な通勤手段等	父	自宅最寄駅 (駅) までの手段 : 徒歩・バス・自転車・車・その他 () 駅を使わない場合の手段 : 徒歩・バス・自転車・車・その他 ()
	母	自宅最寄駅 (駅) までの手段 : 徒歩・バス・自転車・車・その他 () 駅を使わない場合の手段 : 徒歩・バス・自転車・車・その他 ()
(就労等の場合) 1 日の平均通勤時間 (往復)	父	平均 () 時間 () 分 / 日
	母	平均 () 時間 () 分 / 日

情報提供の同意

同意書

この申請に係る支給認定に関する事務 (利用者負担額の決定を含む。) に必要な範囲において、申請書及び添付資料に記載されている事項並びに世帯員 (同居の親族を含む。) の市町村民税の課税状況について、担当職員が情報の提供を受け、又は照会することに同意します。
この申請書に記載の情報を利用を希望する施設に提供することに同意します。

(宛先)
大津市長

年 月 日
保護者氏名 印

施設記入欄 (施設 (事業者) を経由して大津市に提出する場合) 保護者の方は記入しないでください。

受付年月日	年 月 日	施設 (事業者) 名	
担当者氏名		連 絡 先	
(幼稚園等利用希望のみ) 入所契約 (内定) の有無		有 (契約 ・ 内定 (年 月 日契約 (内定))) ・ 無	

様式第 2 号 (第 3 条関係)

支給認定証

支 給 認 定 証 番 号	
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
居 住 地	
支 給 認 定 区 分	法第19条第 1 項第 号該当
保 育 必 要 量	
保 育 を 必 要 と す る 事 由	
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
年 月 日 交 付	
大津市長 印	

様式第 3 号 (第 6 条関係)

保育認定事由現況届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

次のとおり、保育認定に係る事由の現況を届け出ます。

保護者	(住所)			(氏名)				印
				生年月日	年 月 日			
				連 絡 先				
児 童	続柄	氏名	生年月日	年齢	性別	利用施設	保育の必要量	
		支給認定証番号			男・女		保育標準時間	保育短時間

「続柄欄」には保護者との続柄を記載してください。

届出事項

続柄	保育の利用を必要とする事由及びその現況
	就労 疾病・障害 介護等 災害復旧 求職活動 就学 育休 その他 () (具体的な状況) _____ _____ _____
	就労 疾病・障害 介護等 災害復旧 求職活動 就学 育休 その他 () (具体的な状況) _____ _____ _____

「続柄欄」には児童からみた続柄を記載し、現況がわかる資料を添付してください。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定の変更を申請します。

保護者	(住所)			(氏名)			印
				生年月日	年 月 日		
				連絡先			
児 童	氏名	生年月日	年齢	性別	保護者との続柄	支給認定証番号	
				男・女			

変更申請に係る事項

	変更後の内容
支 給 認 定 区 分	第 1 号該当 (満 3 歳以上の児童で、幼稚園等の利用を希望) 第 2 号該当 (満 3 歳以上の児童で、保育所等の利用を希望) 第 3 号該当 (満 3 歳未満の児童で、保育所等の利用を希望)
保育を必要とする時間	時 分から 時 分まで (保育標準時間・保育短時間)
支給認定の有効期間	年 月 日から 小学校就学まで 年 月 日まで
利用者負担額に関する事項	
変更を必要とする理由	

変更が必要な事項について記載し、変更を必要とする理由がわかる資料を添付してください。

様式第 5 号 (第 8 条関係)

支給認定内容変更届出書

年 月 日

(宛先)
大津市長

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定の内容に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

保護者	(住所)			(氏名)			印
				生年月日	年 月 日		
				連絡先			
児 童	氏名	生年月日	年齢	性別	保護者との続柄	支給認定証番号	
				男・女			

届出に係る事項

変更した事項		変更の内容	
		変更前	変更後
保護者に関する事項	氏名 住所 連絡先		
児童に関する事項	氏名 住所 保護者との続柄		
備考			

変更した事項について記載し、変更したことがわかる書類を添付してください。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

支給認定証再交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

次のとおり支給認定証の再交付を申請します。

保護者	(住所)			(氏名)			印
				生年月日	年 月 日		
				連 絡 先			
児 童	氏名	生年月日	年齢	性別	保護者との続柄	支給認定証番号	
				男・女			

再交付を必要とする理由

紛失	破損・汚損	その他 ()
----	-------	---------

申請理由が破損・汚損の場合は支給認定証を添付してください。

様式第 7 号 (第 12 条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

申請者(設置者) 名 称

代表者氏名

印

特定教育・保育施設確認申請書

子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

施設の名称及び所在地	名 称			
	所在地			
施 設 の 種 類	幼稚園 保育所 認定こども園			
代表者の職名、生年月日及び住所	職 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
開 始 予 定 年 月 日	年 月 日			
利 用 定 員	・ 法第 19 条第 1 項第 1 号該当の小学校就学前子ども		人	
	・ 法第 19 条第 1 項第 2 号該当の小学校就学前子ども		人	
	・ 法第 19 条第 1 項第 3 号該当の小学校就学前子ども			
	満 1 歳以上の者		人	
	満 1 歳未満の者		人	
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
添 付 書 類	・ 子ども・子育て支援法施行規則第 29 条第 4 号から第 6 号まで及び第 9 号から第 17 号までに掲げる事項を記載した書類			

様式第 8 号 (第 13 条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

所 在 地

申請者 (設置者) 名 称

代表者氏名

印

特定教育・保育施設利用定員増加申請書

利用定員を増加したいので、子ども・子育て支援法第 32 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

施設の名称及び所在地	名 称			
	所在地			
施 設 の 種 類	幼稚園 保育所 認定こども園			
代表者の職名、生年月日及び住所	職 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
増 加 後 利 用 定 員	・ 法第 19 条第 1 項第 1 号該当の小学校就学前子ども		人	
	・ 法第 19 条第 1 項第 2 号該当の小学校就学前子ども		人	
	・ 法第 19 条第 1 項第 3 号該当の小学校就学前子ども			
	満 1 歳以上の者		人	
	満 1 歳未満の者		人	
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日			
定員を増加しようとする理由				
添 付 書 類	・ 建物の平面図 (各室の用途を明示したもの) 及び設備の概要を記載した書類 ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類			

様式第 9 号 (第 14 条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

所 在 地

設置者 名 称

代表者氏名

印

特定教育・保育施設確認内容変更届出書

確認を受けた内容に変更があったので、子ども・子育て支援法第 35 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

変更に係る施設 の名称及び 所在地	名 称	
	所在地	
変更した事項		
変更した内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

備考

- 1 この届出書は、変更があった日から 10 日以内に提出してください。
- 2 管理者又は役員の変更があったときは、これらの者に係る子ども・子育て支援法施行規則第 29 条第 15 号に規定する誓約書を添付してください。その他の事項に変更があった場合についても、変更内容を証する書類を添付してください。

様式第10号 (第14条関係)

年 月 日

(宛先)
大津市長所 在 地
設置者 名 称
代表者氏名

印

特定教育・保育施設利用定員減少届出書

利用定員を減少したいので、子ども・子育て支援法第35条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

施設の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
施 設 の 種 類	幼稚園 保育所 認定こども園	
減 少 後 利 用 定 員	・ 法第19条第1項第1号該当の小学校就学前子ども	人
	・ 法第19条第1項第2号該当の小学校就学前子ども	人
	・ 法第19条第1項第3号該当の小学校就学前子ども	
	満1歳以上の者	人
	満1歳未満の者	人
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
定員を減少しようとする理由		
現に施設を利用している小学校就学前子どもに対する措置		

備考 この届出書は、定員を減少しようとする日の3月前までに提出してください。

様式第11号 (第15条関係)

年 月 日

(宛先)
大津市長

所 在 地
設置者 名 称
代表者氏名 印

特定教育・保育施設確認辞退書

子ども・子育て支援法第36条の規定に基づき特定教育・保育施設に係る確認を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

施設の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
施 設 の 種 類	幼稚園 保育所 認定こども園	
辞 退 予 定 年 月 日	年 月 日	
辞退しようとする理由		
現に施設を利用して いる小学校就学前子 どもに対する措置		

備考 この辞退書は、辞退しようとする日の3月前までに提出してください。

様式第12号 (第16条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申請者 (事業者) (所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

特定地域型保育事業者確認申請書

子ども・子育て支援法第43条第1項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所の名称及び所在地	名 称			
	所在地			
事業の種類	家庭的保育事業 小規模保育事業 (A 型 ・ B 型 ・ C 型) 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業			
代表者の職名、生年月日及び住所	職 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
開始予定年月日	年 月 日			
利用定員	満1歳以上の小学校就学前子ども	人 (人)		
	満1歳未満の小学校就学前子ども	人 (人)		
管理者の氏名、生年月日及び住所	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
連携施設等の名称及び所在地	名 称			
	所在地			
添付書類	・子ども・子育て支援法施行規則第39条第4号から第6号まで、第9号から第16号まで及び第18号に掲げる事項を記載した書類			

備考 事業所内保育事業の場合の「利用定員欄」の記入については、労働者等が監護する子ども以外の子ども (地域枠) の定員数を () 内に内数として記入してください。

様式第13号 (第17条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申請者 (事業者) (所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

特定地域型保育事業者利用定員増加申請書

利用定員を増加したいので、子ども・子育て支援法第44条第1項の規定により次のとおり申請します。

事業所の名称及び所在地	名 称			
	所在地			
事業の種類	家庭的保育事業 小規模保育事業 (A 型 ・ B 型 ・ C 型) 事業所内保育事業			
代表者の職名、生年月日及び住所	職 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
増加後利用定員	満 1 歳以上の小学校就学前子ども	人 (人)	
	満 1 歳未満の小学校就学前子ども	人 (人)	
変更予定年月日	年 月 日			
定員を増加しようとする理由				
添 付 書 類	・ 建物の平面図 (各室の用途を明示したもの) 及び設備の概要を記載した書類 ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類			

備考 事業所内保育事業の場合の「増加後利用定員欄」の記入については、労働者等が監護する子ども以外の子ども (地域枠) の定員数を () 内に内数として記入してください。

様式第14号 (第18条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申請者 (事業者) (所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

特定地域型保育事業者確認内容変更届出書

確認を受けた内容に変更があったので、子ども・子育て支援法第47条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
変更した事項		
変更した内容	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

備考

- この届出書は、変更があった日から10日以内に提出してください。
- 管理者又は役員の変更があったときは、これらの者に係る子ども・子育て支援法施行規則第39条第15号に規定する誓約書を添付してください。その他の事項に変更があった場合についても、変更内容を証する書類を添付してください。

様式第15号 (第18条関係)

年 月 日

(宛先)
大津市長

住 所

申請者 (事業者) (所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

特定地域型保育事業者利用定員減少届出書

利用定員を減少したいので、子ども・子育て支援法第47条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

事業所の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
事業の種類	家庭的保育事業 小規模保育事業 (A 型 ・ B 型 ・ C 型) 事業所内保育事業	
減少後利用定員	満 1 歳以上の小学校就学前子ども 満 1 歳未満の小学校就学前子ども	人 (人) 人 (人)
変更予定年月日	年 月 日	
定員を減少しようとする理由		
現に事業を利用している小学校就学前子どもに対する措置		

備考

- この届出書は、定員を減少しようとする日の3月前までに提出してください。
- 事業所内保育事業の場合の「減少後利用定員欄」の記入については、労働者等が監護する子ども以外の子ども (地域枠) の定員数を () 内に内数として記入してください。

様式第16号 (第19条関係)

年 月 日

(宛先)
大津市長

住 所

申請者 (事業者) (所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

特定地域型保育事業者確認辞退書

子ども・子育て支援法第48条の規定に基づき特定地域型保育事業者に係る確認を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

事業所の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
事業の種類	家庭的保育事業 小規模保育事業 (A 型 ・ B 型 ・ C 型) 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業	
辞退予定年月日	年 月 日	
辞退しようとする理由		
現に施設を利用して いる小学校就学前子 どもに対する措置		

備考 この辞退書は、辞退しようとする日の3月前までに提出してください。

様式第17号 (第20条関係)

年 月 日

(宛先)
大津市長

住 所
特定教育・保育提供者 (所在地)

氏 名
(名称及び代表者氏名) 印

業務管理体制届出書

子ども・子育て支援法第55条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

代 表 者	職 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
法 令 遵 守 責 任 者	氏 名		生年月日	年 月 日
添 付 書 類	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 (確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の事業者の場合) 業務執行の状況の監査の方法の概要 (確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の事業者の場合)			

様式第18号 (第17条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

特定教育・保育提供者 (所在地)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

印

業務管理体制変更届出書

子ども・子育て支援法第55条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

<p>変更した事項</p>	<p>設置者・事業者の名称・事務所所在地 代表者の氏名・生年月日・住所 法令遵守責任者の氏名・生年月日 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 業務執行の状況の監査の方法</p>	
<p>変更した内容</p>	<p>変更前</p>	
	<p>変更後</p>	
<p>変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>	

大津市子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定による費用の徴収に関する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第70号

大津市子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定による費用の徴収に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第 6 条第 4 項の規定に基づく費用の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(保育料の額等)

第 3 条 法附則第 6 条第 4 項の規定により同項に規定する保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（以下「納付義務者」という。）から本市が徴収する費用の額は、別表により算定した額とする。

2 市長は、前項の費用の額（以下「保育料」という。）を決定し、又は変更したときは、納付義務者に通知するものとする。

(保育料の納付)

第 4 条 納付義務者は、その月分の保育料を当該月の末日（その日が休日等（大津市の休日定める条例（平成元年条例第67号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）であるときは、その日後の最初の休日等でない日）までに納付しなければならない。

(保育料の減免)

第 5 条 市長は、次に掲げる事由があることにより、納付義務者が保育料を納付することが困難であると認めるときは、納付義務者からの申請に基づき、保育料を減免することができる。

納付義務者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたとき。

納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。

納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したとき、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。

納付義務者（支給認定保護者に限る。）が、婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものであるとき。

2 納付義務者は、前項の規定により保育料の減免を受けようとするときは、保育所保育料減免申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請をした納付義務者に通知するものとする。

4 前項の規定により保育料の減免の決定を受けた者は、当該減免の決定に係る第 1 項各号に掲げる事由が消滅したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、保育料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

支給認定保護者の税額等による階層区分		保育料の額（月額）					
		保育標準時間			保育短時間		
		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児	3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
A	特定教育・保育等があった月において被保護者又は里親である支給認定保護者	0 円		0 円	0 円		0 円

B 1	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度（特定教育・保育等があった月が 4 月から 8 月までの場合にあっては、前年度。以下この表において同じ。）において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	
B 2	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において市町村民税非課税世帯に属する支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合を除く。）	1,300 円	1,000 円	1,300 円	1,000 円	1,000 円	
C 1	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合に限る。）	6,600 円	4,700 円	6,500 円	4,700 円	4,700 円	
C 2	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度において均等割のみ課税世帯に属する支給認定保護者（当該世帯を構成する者のいずれかが要保護者等に該当する場合を除く。）	13,300 円	9,500 円	13,100 円	9,400 円	9,400 円	
D 1	A 階層を除き、特定教育・保育等があった月の属する年度の市町村民税所得割合算額の区分が、次の区分に該当する支給認定保護者	48,600 円未満	15,400 円	11,700 円	15,200 円	11,600 円	
D 2		48,600 円以上 57,400 円未満	18,600 円	14,800 円	18,300 円	14,600 円	
D 3		57,400 円以上 84,400 円未満	22,700 円	19,300 円	22,400 円	19,000 円	
D 4		84,400 円以上 97,000 円未満	29,600 円	26,400 円	29,100 円	26,000 円	
D 5		97,000 円以上 122,500 円未満	34,200 円	32,600 円	29,400 円	33,700 円	32,100 円
D 6		122,500 円以上 147,300 円未満	39,500 円		38,900 円		
D 7		147,300 円以上 169,000 円未満	44,400 円	33,800 円		43,700 円	33,300 円
D 8		169,000 円以上 223,600 円未満	53,400 円	34,700 円		52,500 円	34,200 円
D 9		223,600 円以上 301,000 円未満	56,700 円			55,800 円	
D 10		301,000 円以上 332,200 円未満	59,700 円			58,700 円	
D 11		332,200 円以上 397,000 円未満	63,600 円			62,600 円	
D 12		397,000 円以上	76,300 円			75,100 円	

備考

1 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、納付すべき市町村民税額がない世帯をいい、「均等割のみ課税世帯」とは支給認定保護者及び

- 当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者のいずれもが市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有するものである場合において、同法第292条第1項第1号に規定する均等割のみの課税がある世帯をいう。
- 2 この表において、「保育標準時間」とは1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量をいい、「保育短時間」とは1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量をいう。
 - 3 この表において、「3歳未満児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達していない支給認定子どもをいい、「3歳児」とは当該年度の初日の前日において満3歳に達し、満4歳に達していない支給認定子どもをいい、「4歳以上児」とは当該年度の初日の前日において満4歳に達している支給認定子どもをいうものとし、当該年度中においてはこれらの区分に変更がないものとして同表を適用する。
 - 4 支給認定保護者の属する世帯に市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者がいる場合における市町村民税所得割合算額については、当該住所を有しない者が、市町村民税の賦課期日に住所を有していた場合に課されるべき所得割の額を推定して算定するものとする。
 - 5 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍し、家庭的保育事業等による保育を受け、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受けている小学校就学前子どもが同一世帯に2人以上いる場合における保育料は、当該小学校就学前子どものうち、最年長者である小学校就学前子どもに該当する保育認定子どもにあってはこの表に定める額とし、最年長者に次いで年長者である小学校就学前子どもに該当する保育認定子どもにあってはこの表に定める額に2分の1を乗じて得た額とし、これらのいずれにも該当しない保育認定子どもにあっては0とする。
 - 6 月の途中において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合にあっては、25日を基礎として保育料を日割り計算する。
 - 7 前2項の規定により保育料を算定する場合において、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別記様式 (第 5 条関係)

保育所保育料減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

保育料の減免を受けたいので、大津市子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定による費用の徴収に関する規則第 5 条の規定により、次のとおり理由を証する書類を添えて申請します。

対象児童の氏名	生 年 月 日	利用保育所

減免を必要とする理由 (原因発生日を必ず記載してください。)

大津市幼保連携型認定こども園の認可の手續等に関する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第71号

大津市幼保連携型認定こども園の認可の手續等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園の認可の手續等について、法令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請)

第 2 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「命令」という。）第15条第 1 項の認可申請書は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（様式第 1 号）とする。

2 前項の申請書には、命令第15条第 1 項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

園地及び園舎に係る権利関係を明らかにした書類

申請者が学校法人又は社会福祉法人であることを証する書類

申請者の寄附行為又は定款

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）に基づき作成する指導計画に関する書類

危険発生時対処要領

法第17条第 2 項に掲げる基準に適合している旨の誓約書

前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(幼保連携型認定こども園の内容変更の届出)

第 3 条 命令第15条第 2 項の規定による届出は、幼保連携型認定こども園内容変更届出書（様式第 2 号）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、当該変更の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請)

第 4 条 命令第17条の規定による申請は、幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の日の 6 月前までに、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（様式第 3 号）により行わなければならない。

(設置者変更の認可の申請)

第 5 条 命令第18条の規定による申請は、幼保連携型認定こども園の設置者の変更の日の 1 月前までに、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（様式第 4 号）により行わなければならない。

2 前項の申請書には、命令第18条に規定する書類のほか、新たに設置者となる者とする者に係る第 2 条第 2 項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出)

第 6 条 法第34条第 3 項の規定により公私連携幼保連携型認定こども園を設置しようとする者は、公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、命令第15条第 1 項に規定する書類及び第 2 条第 2 項各号（第 1 号を除く。）に掲げる書類を添付しなければならない。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の認可の手續等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

申請者(設置者)名称

代表者

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 目的

2 名称及び所在地

名称

所在地

3 定員並びに園地及び園舎の規模及び構造

定員

満3歳以上の保育を必要とする子ども 人

満3歳以上の保育を必要とする子ども以外の子ども 人

満3歳未満の保育を必要とする子ども 人

園地及び園舎の規模及び構造

園地 m²

園舎の構造(造 建)

園舎の延べ床面積 m²

4 開設の時期

5 添付書類

園舎の図面(位置図、配置図、平面図及び立面図)

園地及び園舎以外の設備の概要を記載した書類

園地及び園舎に係る権利関係を明らかにした書類

申請者が学校法人又は社会福祉法人であることを証する書類

申請者の寄附行為又は定款

運営に関する規程(園則)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成する指導計画に関する書類

危機発生時対処要領

経費の見積り及び維持方法を記載した書類

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準に適合していることを証する書類

法第17条第2項に掲げる基準に適合している旨の誓約書

その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号 (第 3 条関係)

幼保連携型認定こども園内容変更届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

届出者(設置者)名 称

代表者

印

就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第 1 項各号に掲げる事項を変更するので、同条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 認可年月日

4 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

5 変更理由

6 変更予定年月日

様式第 3 号 (第 4 条関係)

幼保連携型認定こども園廃止 (休止) 認可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

申請者 (設置者) 名 称

代表者

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、幼保連携型認定こども園の廃止 (休止) の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 廃止 (休止) の理由

4 園児の処置方法

5 廃止の期日 (休止の場合は、休止の予定期間)

6 財産の処分方法 (廃止の場合)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

(表)

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 (変更前の設置者)

所在地

名 称

代表者

印

申請者 (変更後の設置者)

所在地

名 称

代表者

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 目的

【変更前】

【変更後】

2 名称及び所在地

【変更前】

名称

所在地

【変更後】

名称

所在地

3 定員並びに園地及び園舎の規模及び構造

【変更前】

定員

満 3 歳以上の保育を必要とする子ども 人

満 3 歳以上の保育を必要とする子ども以外の子ども 人

満 3 歳未満の保育を必要とする子ども 人

園地及び園舎の規模及び構造

園地 m²

園舎の構造 (造 建)

園舎の延べ床面積 m²

【変更後】

定員

満 3 歳以上の保育を必要とする子ども 人

満 3 歳以上の保育を必要とする子ども以外の子ども 人

満 3 歳未満の保育を必要とする子ども 人

園地及び園舎の規模及び構造

園地 m²

園舎の構造 (造 建)

園舎の延べ床面積 m²

(裏)

4 変更の理由

5 変更の時期

6 添付書類

園舎の図面 (位置図、配置図、平面図及び立面図) (変更前及び変更後)

園地及び園舎以外の設備の概要を記載した書類 (変更前及び変更後)

園地及び園舎に係る権利関係を明らかにした書類 (変更後)

申請者が学校法人又は社会福祉法人であることを証する書類 (変更後)

申請者の寄附行為又は定款 (変更後)

運営に関する規程 (園則) (変更前及び変更後)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成する指導計画に関する書類 (変更後)

危機発生時対処要領 (変更後)

経費の見積り及び維持方法を記載した書類 (変更前及び変更後)

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準に適合していることを証する書類

法第17条第2項に掲げる基準に適合している旨の誓約書

その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号 (第 6 条関係)

公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

届出者 (設置者) 名 称

代表者

印

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第3項の規定により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置について、次のとおり届け出ます。

1 目的

2 名称及び所在地

名称

所在地

3 定員並びに園地及び園舎の規模及び構造

定員

満 3 歳以上の保育を必要とする子ども 人

満 3 歳以上の保育を必要とする子ども以外の子ども 人

満 3 歳未満の保育を必要とする子ども 人

園地及び園舎の規模及び構造

園地 m²

園舎の構造 (造 建)

園舎の延べ床面積 m²

4 開設の時期

5 添付書類

園舎の図面 (位置図、配置図、平面図及び立面図)

園地及び園舎以外の設備の概要を記載した書類

申請者が学校法人又は社会福祉法人であることを証する書類

申請者の寄附行為又は定款

運営に関する規程 (園則)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成する指導計画に関する書類

危機発生時対処要領

経費の見積り及び維持方法を記載した書類

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準に適合していることを証する書類

法第17条第2項に掲げる基準に適合している旨の誓約書

その他市長が必要と認める書類

大津市立幼稚園保育料等に関する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第72号

大津市立幼稚園保育料等に関する規則

大津市立幼稚園保育料等に関する規則（昭和48年規則第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、大津市立幼稚園保育料等に関する条例（平成27年条例第10号。以下「条例」という。）の規定に基づく保育料及び預かり保育料の徴収並びに大津市立比叡平幼稚園における給食の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

（保育料の額等）

第 3 条 条例第 3 条の規定により規則で定める額は、次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

特定教育・保育（教育に限る。以下この号及び次号において同じ。）を受ける者（次号に掲げる者を除く。） 法附則第 9 条第 1 項第 1 号イの規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号口の市町村が定める額として大津市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第69号。以下「規則」という。）附則第 2 項に規定する額の合計額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に当該特定教育・保育に要した費用の額）

法第28条第 1 項第 1 号の規定の適用を受ける者 法附則第 9 条第 1 項第 2 号イ の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号イ の市町村が定める額として規則附則第 2 項に規定する額の合計額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に当該特定教育・保育に要した費用の額）

特別利用教育を受ける者 法第28条第 2 項第 3 号の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）

（保育料の納付）

第 4 条 支給認定保護者は、その月分の保育料（法第27条第 5 項（法第28条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により施設型給付費（法第28条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。）が支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設に支払われる場合にあっては、当該施設型給付費の額を除く。）を当該月の10日（4月分の保育料にあってはその末日、月の途中で入園した支給認定子どもに係るその月分の保育料にあっては翌月の10日）（その日が休日等（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日という。以下同じ。）であるときは、その日後の最初の休日等でない日）までに納付しなければならない。

2 市長は、特別の事情があるときは、前項の納付期限を変更することができる。

（預かり保育料の納付）

第 5 条 支給認定子どもに子育て支援型預かり保育を受けさせようとする支給認定保護者は、あらかじめ市長の発行する預かり保育利用券（様式第 1 号。以下「利用券」という。）を購入し、預かり保育を受けさせる際にこれを市長に提出しなければならない。

2 利用券を購入した者は、当該利用券を第三者に譲渡してはならない。

3 利用券を購入した者は、市長に当該利用券を返却して、その払戻しを受けることができる。

4 前項の規定による払戻しを受けようとする者は、預かり保育料払戻し申請書（様式第 2 号）により、当該支給認定子どもが卒園又は退園した日の属する年度の末日までに市長に申請しなければならない。

5 前条の規定は、就労支援型預かり保育を受ける支給認定子どもに係る支給認定保護者から徴収する預かり保育料について準用する。

（保育料の減免）

第 6 条 条例第 3 条第 2 項の特別の事情は、幼稚園における教育を受ける支給認定子どもが、疾病その他の事由により、1 月を超えて当該教育の利用を休止する場合とする。

2 支給認定保護者は、条例第 3 条第 2 項の規定により保育料の減免を受けようとするときは、保育料減免申請

書(様式第 3 号)を支給認定子どもの属する幼稚園の長を経由して市長に提出しなければならない。

3 幼稚園の長は、前項の申請書を受理したときは、保育料等の減免に関する副申書を作成し、当該申請書に添付しなければならない。

4 市長は、第 2 項の申請書の提出があったときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請をした支給認定保護者に通知するものとする。

(給食の提供)

第 7 条 市は、大津市立比叡平幼稚園で教育を受ける支給認定子どもに対し、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望により、給食を提供する。

2 前項の規定による給食の提供は、月を単位として行う。

3 給食の提供に要する実費に相当する額(以下「給食費」という。)は、支給認定子ども 1 人当たり、1 月につき、3,200 円とする。

(給食の申込み)

第 8 条 前条の規定による給食の提供を受けようとする支給認定保護者は、提供を受けようとする月の前月の 5 日までに、大津市立比叡平幼稚園給食申込書(様式第 4 号)に給食費を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 既納の給食費は、還付しない。ただし、申込みに係る月において給食の提供を 1 度も受けなかった支給認定子どもについては、還付することができる。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

<p>No.</p> <p>大津市立幼稚園 預かり保育利用券 (幼稚園控え)</p> <p style="text-align: center;"><u>300 円</u></p> <p>大津市立 _____ 幼稚園</p> <p>販売日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>	<p>No.</p> <p>大津市立幼稚園預かり保育利用券 領収書(保護者控え)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">300 円</div> <p>上記の金額を領収しました。</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin: 20px auto; text-align: center;">収納印</div>	<p>No.</p> <p>大津市立幼稚園預かり保育利用券 (幼稚園提出用)</p> <p style="text-align: center;">大津市立 _____ 幼稚園</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto;"> <p>利用日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>保護者名 _____</p> <p>園児名 _____</p> </div> <p>太枠内は必ず御記入ください。 この利用券は、利用の際に幼稚園に提出してください。 利用券は、第三者に譲渡しないでください。</p>
---	---	--

備考 寸法は、縦7.4センチメートル、横21.0センチメートルとする。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

預かり保育料払戻し申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

園 児 氏 名

保 護 者 氏 名

印

電 話 番 号

大津市立幼稚園の預かり保育料の払戻しを受けたいので、大津市立幼稚園保育料等に関する規則第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 払戻し申請額 円 (@300円 × 枚)

2 払戻金の振込先

保育料の引き落とし口座

その他の銀行口座

金融機関名	銀行 信用金庫 農協			支店
預金種別	普通	口座番号		
(フリガナ) 口座名義				

未使用の預かり保育利用券を裏面に添付すること。

園長確認欄
大津市立 幼稚園
園長 _____ 印

様式第 3 号 (第 6 条関係)

保育料減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

大津市立幼稚園の保育料の減免を受けたいので、大津市立幼稚園保育料等に関する規則第 6 条の規定により、次のとおり理由を証する書類を添えて申請します。

対象園児の氏名	生 年 月 日	利用幼稚園
幼稚園の利用を休止する理由及びその期間		

様式第 4 号 (第 8 条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申込者 保護者氏名

印

電 話 番 号

大津市立比叡平幼稚園給食申込書

大津市立比叡平幼稚園の給食の提供を受けたいので、大津市立幼稚園保育料等に関する規則第 8 条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

園 児 氏 名		組 名	組
利 用 月	年 月分	給食は、月単位の利用としています。	

大津市立比叡平幼稚園給食費領収書 (保護者控え)

3,200 円

上記の金額を 年 月分の給食費として領収しました。

収納印

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第73号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表保育所整備運営補助金の項を次のように改める。

保育所等整備運営補助金	保育所等の施設整備又は運営に要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
-------------	--

別表第 2 項の表保育所一時預かり事業費補助金の項を次のように改める。

病児保育事業費補助金	民間保育所等が病児保育事業を実施するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
一時預かり事業費補助金	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく一時預かり事業を実施するのに要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。

別表第 2 項の表民間保育所職員研究活動促進事業費補助金の項中「民間保育所職員研究活動促進事業費補助金」を「保育所等職員研究活動促進事業費補助金」に、「民間保育所が」を「民間保育所等が」に、「入所児童の処遇の向上」を「児童の福祉の増進」に改め、別表第 2 項の表保育所産休等代替職員設置費補助金の項から保育所用地賃借料補助金の項までを次のように改める。

保育士等人材確保臨時特例事業費補助金	民間保育所等における保育士等の確保が困難となっている状況に鑑み、保育士等の処遇改善に要する経費の一部を補助することにより保育士等の確保を支援し、もって児童の福祉の増進を図ること。
家庭支援推進保育事業費補助金	家庭における日常生活上の基本的な習慣及び態度の涵養等に関する支援が必要な保育認定児童が多数入所又は入園している保育所等の設置者に対し、当該保育所等が行う当該支援に要する経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。
保育所等用地賃借料補助金	保育所等の用に供する土地を賃借して保育所等を設置し、及び運営する場合において、当該土地に係る賃借料の負担が経営を逼迫する状況にあることに鑑み、当該賃借に係る経費の一部を補助し、もって児童の福祉の増進を図ること。

別表第 2 項の表民間保育所自動体外式除細動器設置補助金の項中「民間保育所自動体外式除細動器設置補助金」を「民間保育所等自動体外式除細動器設置補助金」に、「民間保育所が」を「民間保育所等が」に改め、別表第 4 項の表地産地消推進事業費補助金の項中「品質の向上並びに特産品の生産の促進」を「並びに品質の向上等」に改め、別表第 5 項の表再生資源利用促進事業補助金の項中「再生資源利用促進事業補助金」を「集団資源回収促進事業補助金」に改め、別表第 8 項の表私立幼稚園保育料補助金の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市児童福祉施設の認可の手續等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第74号

大津市児童福祉施設の認可の手續等に関する規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉施設の認可の手續等に関する規則（平成21年規則第49号）の一部を次のように改正する。

題名中「児童福祉施設」を「児童福祉施設等」に改める。

第 1 条中「児童福祉施設」の次に「及び家庭的保育事業等（以下「児童福祉施設等」という。）」を加える。

第 2 条を次のように改める。

(家庭的保育事業等の開始の認可の申請)

第 2 条 児童福祉法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「省令」という。) 第 36 条の 36 第 1 項の規定による申請は、家庭的保育事業等開始認可申請書 (様式第 1 号) により行わなければならない。

2 前項の申請書には、省令第 36 条の 36 第 2 項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類 (居宅訪問型保育事業の開始の認可に係る申請書にあっては、第 3 号から第 7 号までに掲げる書類に限る。) を添付しなければならない。

土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類

設備に要する経費及びその財源を記載した書類

経営の責任者及び福祉の実務に当たる職員 (幹部職員を含む。) の名簿及び経歴書

資格又は免許を必要とする職種にあっては、これらを有することを証する書類

保育所保育指針 (平成 20 年厚生労働省告示第 141 号) に準じて作成する保育内容に関する書類

法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号に掲げる基準に適合している旨の誓約書

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 5 条中「児童福祉施設」を「児童福祉施設等」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条を削る。

第 3 条の見出しを「 (児童福祉施設等の変更の届出) 」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「様式第 2 号」を「様式第 4 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

省令第 36 条の 36 第 3 項又は第 4 項の規定による届出は、家庭的保育事業等変更届出書 (様式第 3 号) により行わなければならない。

第 3 条を第 4 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(児童福祉施設等の廃止又は休止の承認の申請)

第 5 条 法第 34 条の 15 第 7 項の規定による承認の申請は、家庭的保育事業等の廃止又は休止の日の 6 月前までに、家庭的保育事業等廃止 (休止) 承認申請書 (様式第 5 号) により行わなければならない。

2 法第 35 条第 12 項の規定による承認の申請は、児童福祉施設の廃止又は休止の日の 6 月前までに、児童福祉施設廃止 (休止) 承認申請書 (様式第 6 号) により行わなければならない。

(公私連携型保育所の設置の届出)

第 6 条 法第 56 条の 8 第 3 項の規定により公私連携型保育所を設置しようとする者は、公私連携型保育所設置届出書 (様式第 7 号) を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、省令第 37 条第 3 項各号に掲げる書類のほか、第 3 条第 2 項各号 (第 1 号を除く。) に掲げる書類を添付しなければならない。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(児童福祉施設の設置の認可の申請)

第 3 条 省令第 37 条第 2 項の規定による申請は、児童福祉施設設置認可申請書 (様式第 2 号) により行わなければならない。

2 前項の申請書には、省令第 37 条第 3 項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類 (助産施設又は母子生活支援施設の設置の認可に係る申請書にあっては、第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号に掲げる書類に限る。) を添付しなければならない。

土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類

設備に要する経費及びその財源を記載した書類

経営の責任者及び福祉の実務に当たる職員 (幹部職員を含む。) の名簿及び経歴書

資格又は免許を必要とする職種にあっては、これらを有することを証する書類

保育所保育指針に基づき作成する保育課程、指導計画その他の保育内容に関する書類

法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げる基準に適合している旨の誓約書

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

家庭的保育事業等開始認可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 (事業者) 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

印

児童福祉法第34条の15第2項の規定により、家庭的保育事業等を開始したいので、関係書類を添えて申請します。

1 名称、種類及び位置

名称

種類

位置

2 定員並びに建物その他設備の規模及び構造 (居宅訪問型保育事業の開始の認可の申請の場合は、記載不要)

定員

乳児 人

満 3 歳未満の幼児 人

建物その他設備の規模及び構造

土地の面積 m²

建物の構造 (造 建)

建物の延べ床面積 m²

3 事業開始の予定年月日

4 添付書類 (第 1 号から第 4 号までに掲げる書類にあっては、居宅訪問型保育事業の開始の認可の申請の場合を除く。)

建物の図面 (位置図、配置図、平面図 (各室の面積を記載したもの) 及び立面図)

設備及び備品の概要を記載した書類

土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類

設備に要する経費及びその財源を記載した書類

経営の責任者及び福祉の実務に当たる職員 (幹部職員を含む。) の名簿及び経歴書

資格又は免許を必要とする職種にあっては、これらを有することを証する書類

申請者の履歴及び資産状況を明らかにする書類

申請者が法人である場合は、法人格を有することを証する書類

申請者が法人又は団体である場合は、定款、寄附行為その他の規約

法第34条の15第3項第4号に掲げる基準に適合する旨の誓約書

事業開始年度における収支予算書

事業の運営についての重要事項に関する規程

保育所保育指針に準じて作成する保育内容に関する書類

その他市長が必要と認める書類

様式第 3 号中「第 4 条関係」を「第 5 条関係」に改め、「第 号」を削り、「(あて先)」を「(宛先)」に、「第 35 条第 7 項」を「第 35 条第 12 項」に改め、同様式を様式第 6 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 7 号 (第 6 条関係)

公私連携型保育所設置届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 (設置者) 所在地

名 称

代表者

印

児童福祉法第 56 条の 8 第 3 項の規定により、公私連携型保育所の設置について、次のとおり届け出ます。

1 名称及び位置

名称

位置

2 定員並びに建物その他設備の規模及び構造

定員

乳児 人

満 3 歳未満の幼児 人

満 3 歳以上の幼児 人

建物その他設備の規模及び構造

土地の面積 m²

建物の構造 (造 建)

建物の延べ床面積 m²

3 事業開始の予定年月日

4 添付書類

建物の図面 (位置図、配置図、平面図 (各室の面積を記載したもの) 及び立面図)

設備及び備品の概要を記載した書類

設備に要する経費及びその財源を記載した書類

経営の責任者及び福祉の実務に当たる職員 (幹部職員を含む。) の名簿及び経歴書

資格又は免許を必要とする職種にあっては、これらを有することを証する書類

申請者の履歴及び資産状況を明らかにする書類

法人格を有することを証する書類

申請者の定款、寄附行為その他の規約

事業開始年度における収支予算書

児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げる基準に適合する旨の誓約書

事業の運営についての重要事項に関する規程

保育所保育指針に基づき作成する保育課程、指導計画その他の保育内容に関する書類

その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号中「第 3 条関係」を「第 4 条関係」に改め、「第 号」を削り、「(あて先)」を「(宛先)」に、「申請者」を「届出者」に改め、同様式を様式第 4 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第 5 号(第 5 条関係)

家庭的保育事業等廃止(休止)承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者(事業者)住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

印

児童福祉法第 34 条の 15 第 7 項の規定により、家庭的保育事業等の廃止(休止)の承認を受けた
いので、次のとおり申請します。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 廃止の期日(休止の予定期間)
- 4 廃止(休止)の理由
- 5 現に保育を受けている児童に対する措置
- 6 財産の処分方法(廃止の場合)

様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

児童福祉施設設置認可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 (設置者) 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

印

児童福祉法第 35 条第 4 項の規定により、児童福祉施設を設置したいので、関係書類を添えて申請します。

1 名称、種類及び位置

名称

種類

位置

2 定員並びに建物その他設備の規模及び構造

定員

(保育所の設置の認可の申請の場合は、乳児、満 3 歳未満の幼児、満 3 歳以上の幼児の区分ごとの内訳を記すこと。)

建物その他設備の規模及び構造

土地の面積 m²

建物の構造 (造 建)

建物の延べ床面積 m²

3 運営の方法 (保育所の設置の認可の申請の場合は、記載不要)

4 事業開始の予定年月日

5 添付書類 (第 11 号から第 13 号までに掲げる書類にあっては、保育所の設置の認可の申請の場合に限る。)

建物の図面 (位置図、配置図、平面図 (各室の面積を記載したもの) 及び立面図)

設備及び備品の概要を記載した書類

土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類

設備に要する経費及びその財源を記載した書類

経営の責任者及び福祉の実務に当たる職員 (幹部職員を含む。) の名簿及び経歴書

資格又は免許を必要とする職種にあっては、これらを有することを証する書類

申請者の履歴及び資産状況を明らかにする書類

申請者が法人である場合は、法人格を有することを証する書類

申請者が法人又は団体である場合は、定款、寄附行為その他の規約

事業開始年度における収支予算書

児童福祉法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げる基準に適合する旨の誓約書

事業の運営についての重要事項に関する規程

保育所保育指針に基づき作成する保育課程、指導計画その他の保育内容に関する書類

その他市長が必要と認める書類

様式第 3 号 (第 4 条関係)

家庭的保育事業等変更届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 (事業者) 住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

印

家庭的保育事業等 の開始の認可事項の変更について、児童福祉法施行規則第36条の36第3項 (第 4 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 認可年月日

4 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後

5 変更理由

6 変更予定年月日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第75号

大津市立保育所の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立保育所の管理運営に関する規則（昭和50年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 6 条」を「第 8 条」に改める。

第 7 条を第13条とする。

第 6 条第 3 号を次のように改め、同条を第12条とし、第 5 条を第11条とする。

保育料、延長保育料、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第 3 項に規定する費用等の収納取扱いに関すること。

第 4 条中「午前 7 時30分から午後 5 時30分まで」を「午前 7 時から午後 6 時まで」に改め、同条を第10条とし、第 3 条を第 9 条とし、第 2 条を第 3 条とし、同条の次に次の 5 条を加える。

（保育料の額等）

第 4 条 条例第 4 条の規定により規則で定める額は、次に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

特定教育・保育（保育に限る。）を受ける者 法第27条第 3 項第 1 号に掲げる額

特別利用保育を受ける者 法附則第 9 条第 1 項第 2 号ロ の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した額及び同号ロ の市町村が定める額として大津市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第 69 号）附則第 2 項に規定する額の合計額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に当該特別利用保育に要した費用の額）

（保育料の納付）

第 5 条 支給認定保護者は、その月分の保育料（法第27条第 5 項（法第28条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により施設型給付費（法第28条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。）が支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設に支払われる場合にあつては、当該施設型給付費の額を除く。）を当該月の末日（その日が休日等（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）であるときは、その日後の最初の休日等でない日）までに納付しなければならない。

（保育料の減免）

第 6 条 条例第 4 条第 2 項の特別の事情は、保育所における保育を受ける支給認定子どもが、疾病その他の事由により、1 月を超えて当該保育の利用を休止する場合とする。

2 支給認定保護者は、条例第 4 条第 2 項の規定により保育料の減免を受けようとするときは、保育所保育料減免申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、減免の可否を決定し、その旨を当該申請をした支給認定保護者に通知するものとする。

（準用）

第 7 条 第 5 条の規定は、延長保育料の納付について準用する。この場合において、同条中「支給認定保護者」とあるのは「延長保育を受ける児童の保護者」と、「利用者負担額」とあるのは「延長保育料」と読み替えるものとする。

（特別利用保育を受ける場合の給食の提供）

第 8 条 市は、特別利用保育を受ける支給認定子どもに対し、その支給認定保護者の希望により、給食を提供する。

2 前項の規定による給食の提供は月を単位として行い、その提供に要する実費に相当する額は支給認定子ども 1 人当たり、1 月につき、3,200 円とする。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

第13条の次に次の 1 条を加える。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、保育所の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附則の次に次の 1 様式を加える。

別記様式(第 6 条関係)

保育所保育料減免申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

大津市立保育所保育料の減免を受けたいので、大津市立保育所の管理運営に関する規則第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり理由を証する書類を添えて申請します。

対象児童の氏名	生 年 月 日	利用保育所
保育所の利用を休止する理由及びその期間 		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第76号

大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市子育て総合支援センターの管理運営に関する規則(平成18年規則第53号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「午前 7 時30分から午後 5 時30分まで」を「午前 7 時から午後 6 時まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第77号

大津市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

大津市介護保険条例等施行規則(平成18年規則第65号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「40以内」を「50以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市民会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第78号

大津市民会館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民会館の管理運営に関する規則（昭和50年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「並びに私立学校法」を「、私立学校法」に、「学校が」を「学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所並びに認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園（幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所であるものを除く。）が」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。